

7月臨時会

令和3年第3回臨時会が7月27日に開かれた。請負契約の締結1件と補正予算1件の2議案について可決した。

臨時会の 主な質疑内容

●養老町地域福祉センター「テレワーク施設」改修事業請負契約の締結

問 プロポーザル方式の評価点採用基準は。

答 評価項目の詳細については、当該事業を進めるうえで、また同種の事業を今後考えるうえで、公正かつ円滑な執行に支障を生ずる恐れがあると考えているため、公表していない。

問 今後の運営費用についても、国の補助金が見込めると考えてよいのか。

答 現時点で示された補助金等については無い。

●令和3年度養老町一般会計補正予算（第3号）

問 ワクチン証明、いわゆるワクチンパスポートについての本町の対応は。

答 ワクチン証明とは、接種証明書を発行することで入国時の防疫措置の緩和がなされる国や地域に渡航予定の方に対して接種証明を発行するものであり、接種証明の代わりとしての用途で発行することはできないと国から指示が来ている。本町においてもこのような形でホームページ等で周知している。

問 養老駅舎を観光拠点として改修する工事内容と、工事費の財源確保は。

答 例えば地域の特产ブランドの販売所や現在の観光案内所をもう少し拡大するなどの改修を見込んでいる。工事費4434万円のうち、補助金が補助率2分の1で上限2000万であるため、上限額2000万円を差し引いた残りが一般財源となる。

問 多面的機能支払交付金の返還請求の内容は。また、町の監査の対象案件か。

答 町から管理組合に対し7月12日に請求を行い、管理組合からは、期日までに返還すると回答を頂いている。この補助金は、養老町農林業振興対策費補助金交付規則に基づいて交付しているため、監査対象だと認識している。

9月定例会

令和3年第3回定例会が9月3日から17日までの15日間の会期で行われた。

初日（3日）は、専決処分報告2件があり、令和2年度決算認定11議案と未処分利益剰余金の処分について決算特別委員会を設置し、その審査を付託した。

また、条例の一部改正や令和3年度一般会計及び特別会計補正予算等6議案については提案理由の説明を受け常任委員会及び予算特別委員会に付託した。他に教育委員会教育長及び教育委員会委員1名の任命に同意し、議員発議の会議規則の一部改正について可決した。

2日目（16日）は、9議員が一般質問を行った。最終日（17日）は、令和2年度決算認定等について委員長から審査報告を受け、すべて原案のとおり認定した。そのほか、条例の一部改正や令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算等8議案についてもすべて原案のとおり可決した。また、議員発議である新型コロナウイルス感染症に関する意見書1件とこども庁創設に関する意見書1件についても、可決した。

定例会の主な （総括）質疑内容

●令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

問 コロナ禍であっても、職員の尽力により光が見えた事例は。

答 大きな事業が出ない中、「希望のヒカリ（花火）」事業については、成功に終えることが出来た。また、ワクチン接種も職員が医師会や区長会等とも連携し、大変スムーズにしている。

問 ふるさと納税の活用について、町長の見解は。

答 ふるさと納税返礼品はその町の特色あるものであって、それに興味を持ってもらうことが町への関心を持つてもらうことになる。今の制度下で大変大きな額

問 コロナを含めた様々な学校現場等での出来事に関し、教育委員会部局の情報共有の現状は。

●教育委員会教育長の任命同意

答 文部科学省の指針に基づき、臨時校長会を開くなどして、校長と様々な観点から議論しており、教育長をはじめ、学校と教育委員会、関係者とも情報共有している。

総務民生委員会へ付託された議案

●養老町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正

問 本条例改正は押印を見直す内容であるが、その他の案件の取り扱い。

答 今回の改正は押印見直しの第1弾ということ、住民に対するの利便性向上ということで、今回の措置を行った。町全体で条例と施行規則を合わせて2283件あり、そのうち今回は1086件を該当しているものとし、条例については3件該当しているとして改正を進めている。その他の要綱や施行規則については、令和3年度中に随時改正をしていく。

●養老町税条例の一部改正

問 具体的に該当する人は。

答 主に技能実習生として当町で働いている方。そういう方は外国に家族を残しているので、そういった方に対する扶養控除の見直しとなる。

●養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

問 第54条第5項「電磁的方式によってしてはならない」の意味は。

答 保護者から電磁的方法による提供を受けたい旨の申し出があった場合は、電子的媒体による方法では提供してはならないということである。例えば、「電子メール等での提供は望みません」と言われた場合は電子的方法を取ってはいけない。

産業建設委員会へ付託された議案

●養老町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正

問 将来的に旅客特定車両停留施設に該当することが見込まれる事業は。

答 例えば、高田駅のロータリーに路線が結びついた時や、高速サービスエリアに仮に路線バスのバス停があった、随時発着するような時は、本条例に該当する可能性がある。

問 その他の改正内容は。

答 自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路に関しては、当町では、別の基準条例があり、それに準じているが、その基準を本条例の中に含める改正をするもの。



予算特別委員会へ付託された議案

●令和3年度養老町一般会計補正予算（第4号）

問 緊急通報システム増額の要因は。

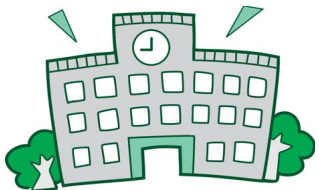
答 令和2年度の実績は新規申請が18件であったが、今年度は既に16件の新規申請があり、不足分を増額するもの。

問 道路新設改良費収の距離と面積は。

答 距離は900m、総面積は4700㎡を予定している。

問 小学校の遊具の撤去費用に関する具体的内容は。

答 上多度小学校1箇所、池辺小学校2箇所、笠郷小学校1箇所、養北小学校3箇所



問 広幡小学校の駐車場整備の内容は。

答 整備費は225万円であり、工事内容は広幡小学校正門の駐車場を全面舗装工事し、正面玄関の入口にスロープを設置するもの。

問 小学校の遊具の更新期間の定めは。

答 経年劣化の状況が設置場所や遊具の種類によって異なるため、修繕するものと撤去するものを精査して毎年決めている。

遊具を撤去するもの。

